

椎葉村農業委員募集要項

平成 28 年 4 月 1 日に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことで、農業委員は選挙制から推薦・応募による市町村長の任命制に移行しております。

椎葉村では令和 5 年 7 月 19 日の現農業委員の任期満了に伴い、農業に関する知識と熱意を持ち農地利用の最適化の推進など農業委員会の職務を適切に行うことのできる農業委員を募集します。

1. 募集期間 令和 5 年 1 月 30 日（月）から 2 月 28 日（火）（当日必着）
※応募人数が定数に満たない場合等は延長することがあります。
2. 募集人数 10 人
3. 主な業務
 - (1) 毎月 1 回程度の会議等への出席（現地活動は随時）
 - (2) 農地法の権限に基づく所有権移転、転用等に係る許認可
 - (3) 農地法等に基づく申請地の調査
 - (4) 農地法に基づく村内農地の利用状況の調査及び調査結果の報告
 - (5) 農地等の利用の最適化の推進
 - ①農地利用の集積・集約化（農地のあっせん活動）
 - ②耕作放棄地の発生防止・解消
 - ③新規参入の促進
 - (6) 農業一般に関する調査及び情報提供
 - (7) 農業に関する事項についての意見公表
 - (8) 研修会等の自己研さん
4. 任期 令和 5 年 7 月 20 日～令和 8 年 7 月 19 日（3 年間）
5. 報酬 会長 年額 264,000 円 委員 年額 204,000 円
ただし、農地のあっせん実績などに伴う加算額あり。
（※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額が支給されます。）
6. 身分 非常勤の特別職
7. 募集方法 (1) 個人による応募 (2) 個人または団体等からの推薦
8. 推薦・応募資格

椎葉村に住所を有する者であって、農業に関する識見と熱意を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の職務を適切に行うことができる者。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

9. 申込み方法

椎葉村役場農林振興課 農業委員会の窓口で申込用紙を受け取るか、椎葉村ホームページより下記の申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、募集期間内（土・日除く）の午前8時30分から午後5時15分までに椎葉村農業委員会事務局まで提出してください。

・提出書類

- (1) 自ら応募する場合
(様式第1号) 椎葉村農業委員応募申込書
- (2) 法人・団体が推薦する場合
(様式第2号) 椎葉村農業委員推薦申込書（法人・団体推薦用）
- (3) 個人が推薦する場合
(様式第3号) 椎葉村農業委員推薦申込書（個人推薦用）

10. 選考方法

椎葉村農業委員会委員選考会を開催し、募集要件を満たしているかに併せ、以下についても考慮しながら選考を行います。

- ① 農業経営を行っていない「中立委員」を1名以上含むこと。
- ② なるべく農業委員の過半（5名以上）が、認定農業者等となること。
- ③ 「女性」や「青年（50歳以下）」の優先的な登用に配慮すること。

11. その他

- (1) 農地利用最適化推進委員に同時に推薦、応募することはできませんが、兼任はできません。
- (2) 推薦・応募された内容は、一部箇所を除き募集期間中および募集終了後に椎葉村ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。
(公表内容：推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由等)
- (3) 選考結果に関する異議申し立てについては一切受け付けできません。

- ## 12. 問合せ先
- 〒883-1601 椎葉村大字下福良 1762 番地 1
椎葉村役場農林振興課 農業委員会事務局
電話 0982-67-3206 村内無料電話 767-3206